

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループのコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、「お客様、お取引様、株主様に信頼されるよう誠実かつ公正に仕事をします」であり、

成長戦略を基軸とした、収益性の向上及び企業価値の最大化及び管理体制の充実を図ることを経営課題としております。これらの目的を永続的に高い再現性を持って実現しつづけるためには、コーポレート・ガバナンス体制を確立、強化し、有効に機能させることができると認識し、今後も成長のステージに沿った見直しを図り「ディスクロージャー(情報開示)」及び「コンプライアンス体制」の強化を図っていく所存であります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則を全て実施しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
山本 強	6,045,000	26.45
HOUSEEPO PTE LTD. DIRECTOR YAMAMOTO TSUYOSI (常任代理人 山本 強)	4,800,000	21.00
齊藤 福光	280,000	1.23
株式会社SBI証券	263,200	1.15
松井証券株式会社	133,300	0.58
北谷 美樹	102,500	0.45
TOYO SECURITIES ASIA LTD A/C FIRST SEC CLIENT (常任代理人 東洋証券株式会社)	82,000	0.36
楽天証券株式会社	73,000	0.32
日本証券金融株式会社	71,100	0.31
土屋 茂	70,000	0.31

支配株主(親会社を除く)の有無 更新

親会社の有無 更新

なし

補足説明 更新

大株主の状況につきましては、平成30年3月31日時点のものでございます。
上記のほか当社所有の自己株式株232,500(1.00%)があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新

東京 マザーズ

決算期 更新

3月

業種 更新

サービス業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新	100人未満
直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	10名
定款上の取締役の任期 更新	2年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	4名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
杉山 全功	他の会社の出身者										
新美 輝夫	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d, e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
杉山 全功			会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に対して中立的な立場からの助言・提言を受けるために社外取締役としております。また、当社と杉山 全功との間に特別の利害関係はなく、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。

新美 輝夫		会社経営者としての豊富な経験と幅広い見識から、当社の経営に対して中立的な立場からの助言・提言を受けるために社外取締役として選任しております。また、当社と新美 輝夫との間に特別の利害関係はなく、当社の一般株主との利益相反が生じるおそれはないと判断し、独立役員として選任しております。
-------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	なし
---	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の員数 更新	5名
監査役の人数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新
--

内部監査担当者と監査役、会計監査人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の人数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
松木 大輔	弁護士													
樋口 俊輔	公認会計士													
吉田 弘忠	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

松木 大輔		法務に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。当社株式及び新株予約権を所有しておりますが、それ以外に当社と松木 大輔との間に記載すべき利害関係はありません。
樋口 俊輔		公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する高い知見から、当社経営に対して中立的な立場からの助言を受けるとともに、偏りのない経営の監督・監視を行うために選任しております。当社新株予約権を所有しておりますが、それ以外に当社と樋口 俊輔との間に記載すべき利害関係はありません。
吉田 弘忠		長きにわたり金融機関に在籍し、財務及び会計に関する相当程度の知見を有し、当社の監査においてその職務を適切に遂行していただけるものと判断し選任しております。また、当社と吉田弘忠の間に記載すべき利害関係はありません。

【独立役員関係】

独立役員の人数 [更新](#)

5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況 [更新](#)

業績連動型報酬制度の導入、ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

当社は、業績向上に対する意欲や士気を高め企業価値向上を図るべく、インセンティブとして社内取締役及び従業員に対し、ストックオプションを付与し、社内取締役に対し、譲渡制限付株式の付与をしております。

ストックオプションの付与対象者 [更新](#)

社内取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

2013年9月までに既付与済みのストックオプションについて、行使権利が失効していない対象者です。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 [更新](#)

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 [更新](#)

報酬額の総額につきましては、事業報告及び有価証券報告書において開示されており、その内容は当社Webサイトにおいても掲載されております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無 [更新](#)

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役・社外監査役のサポート体制】[更新](#)

社外取締役・社外監査役のサポートは管理本部が行っております。また、常勤監査役が非常勤監査役との間で適宜情報交換を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) [更新](#)

1) 会社の機関の基本説明

イ. 取締役会

当社の取締役会は、会社の経営方針、経営戦略、事業計画、重要な財産の取得及び処分、重要な組織及び人事に関する意思決定機関として全取締役4名(社外取締役2名)で構成しており、月1回の定例取締役会の開催に加え、重要案件が生じたときに臨時取締役会を都度開催しております。

ロ. 監査役、監査役会

当社の監査役会は常勤監査役1名(社外監査役)と非常勤監査役2名(いずれも社外監査役)で組成し、毎月1回の監査役会を開催、取締役の法令・定款遵守状況を把握し、業務監査及び会計監査が有効に実施されるよう努めています。

監査役は取締役会その他重要な会議に出席するほか、監査計画に基づき重要書類の閲覧、役職員への質問等の監査手続きを通して、経営に対する適正な監視を行っております。また、内部監査担当者及び会計監査人と連携して適正な監査の実施に努めています。

ハ. 内部監査

内部監査担当1名が、自己の属する部門を除く当社全体をカバーするよう業務監査を実施し、代表取締役に対して監査結果を報告しております。代表取締役は、監査結果の報告に基づき、被監査部門に対して改善を指示し、その結果を報告させることで内部統制の維持改善を図っております。また、内部監査担当者と監査役、監査法人が監査を有効かつ効率的に進めるため、適宜情報交換を行っており、効率的な監査に努めています。

二. 会計監査人

当社は東陽監査法人を会計監査人として選任しております。

2) リスク管理体制の整備の状況

当社は、管理本部が主管部署となり、各部門との情報共有を行うことで、リスクの早期発見と未然防止に努めると共に、人事総務部を通報窓口とする内部通報制度を制定しております。組織的または個人的な法令違反ないし不正行為に関する通報等について、適正な処理の仕組みを定めることにより、不正行為等による不祥事の防止及び早期発見を図っております。

また、法令遵守体制の構築を目的として「コンプライアンス規程」を定め、役員及び社員の法令及び社会規範の遵守の浸透、啓発を図っております。

また、日々営業の進捗度合いについて、営業担当の役員から全社員に対し報告が行われ、速やかに今後の営業目標や課題の共有が行われております。組織横断的に情報を共有し、必要に応じて取締役会への報告を含めリスクマネジメントに向けた適切な対応を図っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 [更新](#)

当社は、透明性の高い意思決定、機動的な業務執行並びに適正な監査に対応できる体制の構築を図るため、現状のコーポレート・ガバナンス体制を採用しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

		補足説明
その他		招集通知及び決議通知を当社Webサイト上に掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

		補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表		当社Webサイト上に掲載しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催		定期的に開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催		定期的に開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載		当社Webサイト上にIR情報ページを設け、決算情報や法定開示、適時・任意開示情報をはじめ、ステークホルダーの皆様に当社への理解深耕をいただくべく積極的に情報掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置		IRに関する担当部署は、経営管理部であります。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

		補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定		ディスクロージャーポリシーを作成の上、当社Webページに公表しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

(1) 当社グループの取締役及び使用人の職務の執行が、法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、定款及び社会規範の遵守を目的に、「コンプライアンス規程」に基づき、取締役及び使用人に対して必要な啓蒙、教育活動を推進する。
「内部通報規程」に基づいた通報窓口を設置して監視体制を構築し、不正行為等の防止及び早期発見を図る。

監査役は、公正不偏の立場から「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行状況について適宜監査する。

監査役は、会社の業務に適法性を欠く事実、又は適法性を欠く虞のある事実を発見した時は、その事実を指摘してこれを改めるよう取締役会に勧告し、状況によりその行為の差止めを請求できる。

内部監査人は、「内部監査規程」に基づき、業務運営及び財産管理の実態を調査し、取締役及び使用人の職務の執行が法令、定款に適合していることを確認する。

又、内部監査人は、監査の結果を代表取締役社長に報告する。

反社会的勢力に対しては、「反社会的勢力排除規程」に基づき、いかなる場合においても、金銭その他の経済的利益を提供しないことを基本姿勢とし、これを社内に周知し明文化する。

(2) 当社グループの取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社グループの取締役は、「文書管理規程」に従い、取締役の職務の執行に係る情報を文書又は電磁的媒体に記録し、保存する。

取締役及び監査役は必要に応じてこれらを閲覧できる。

企業機密情報については、「文書管理規程」及び「機密情報管理規程」に基づき、適切に管理する。

(3) 当社グループの損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの損失の危険に対処するため、各種社内規程を整備し、適宜見直す。又、管理本部が主幹部署となり、各部門との情報共有及び定期的な会合等を行い、リスクの早期発見と未然防止に努める。不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長を統括責任者として全社的な対策を検討する。

(4) 当社グループの取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社グループの取締役会は、「取締役会規程」に基づき、法定事項の決議、経営に関する重要事項の決定及び業務の執行の監督等を行う。毎月1回の定時取締役会を開催するほか、迅速かつ的確な意思決定を確保するため、必要に応じて臨時取締役会を開催する。

各部門においては、「業務分掌規程」及び「職務権限規程」に基づき、権限の委譲を行い、責任の明確化を図ることで、迅速性及び効率性を確保する。

(5) 監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項、並びに当該使用者の取締役からの独立性に関する事項

監査役は、必要に応じてその職務を補助すべき使用者を置き、使用者に対して監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役からの指示の実効性を確保する。又、監査役から監査業務に必要な命令を受けて監査業務を行う使用者は、その命令の範囲に属する業務に関して取締役からの独立性を確保する。

(6) 監査役への報告に関する体制

当社グループの取締役及び使用者は、監査役に対して、重大な法令・定款の違反その他コンプライアンスに関する重要な事項に加え、毎月の経営状況として重要な事項、会社に著しい損害を及ぼす虞のある事項、内部監査の実施状況、リスク管理に関する重要な事項、内部通報制度による通報状況及びその内容を報告する体制を整備し、監査役の情報収集・交換が適切に行えるよう協力する。

子会社の取締役及び使用者は、当社監査役から業務執行に関する事項について報告を求められたときは、速やかに報告を行う。

監査役への報告を行った当社グループの取締役及び使用者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

監査役がその職務の執行について、会社法に基づく費用の前払い等の請求があった場合は、速やかに当該費用又は債務を負担する。

(7) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会等の重要な会議に出席し、必要に応じて取締役会議事録並びに裏議書等の重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役及び使用者に説明を求めることができる。内部監査室及び監査法人との意見交換や監査結果の聴取等を実施する。代表取締役は監査役会と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題等について意見交換を行う。

(8) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社グループは財務報告の信頼性を確保するため、経理規程を整備し財務報告において不正誤謬が発生するリスクを管理し、必要な内部統制システムを整備・運用・評価する体制を構築する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社グループは、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会勢力や団体とのいかなる取引も排除し、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも連携を取りつつ、不当要求等に対しては毅然とした姿勢で対応することを基本方針としております。上記方針の下、「反社会的勢力排除規程」を策定し、役職員全員に周知徹底を図っております。

その他

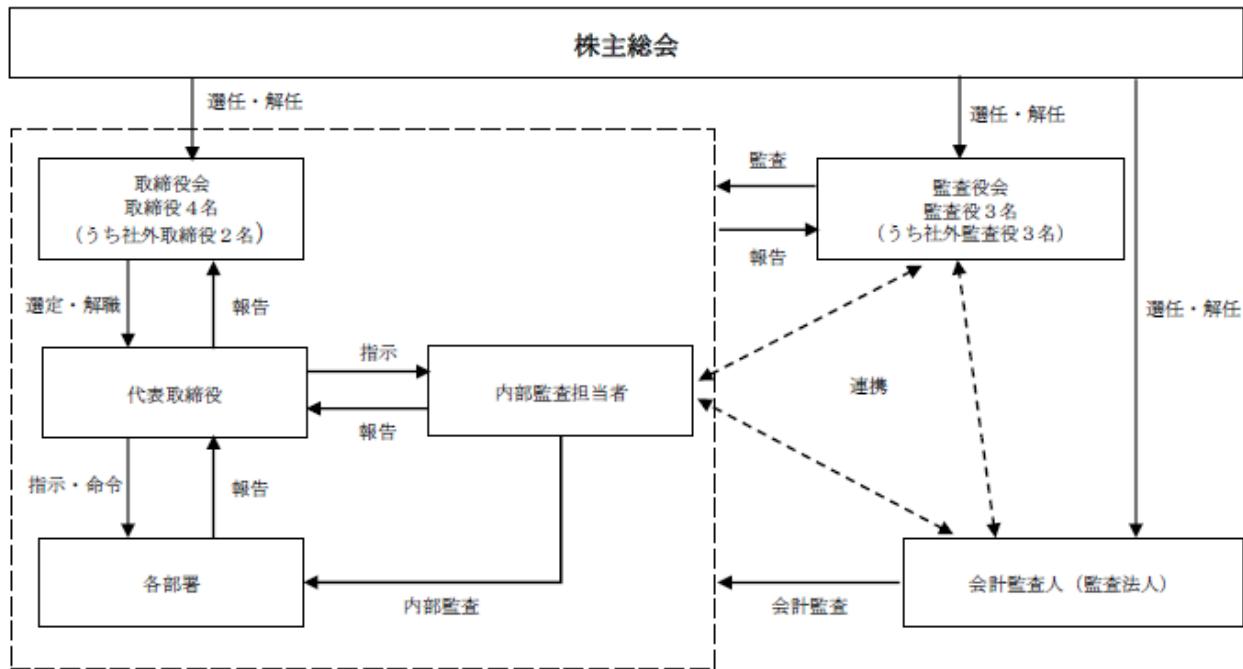
1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



【臨時開示の体制の概要(模式図)】

